

といひし時、彌七郎色をかへ、夫は存も寄ざる仰を承りぬるなり、齋藤家は先祖大友家にて、武勇たくましき弓取にておはすれば、兄にて候もの、迎へ申さんと約束なつる事に候、夫に辭退も候まじ、我は少も色を好む心に候はずとて、頃て婚禮あり、其腹に二人の男子出來にけり、

〔常山紀談五〕森蘭丸は三左衛門可成が子にて、信長寵愛厚し、十六歳にて五萬石の地をあたへらる、ある時刀をもたせ置れしに、刻鞘の數をかぞへ居たり、後に信長かたへの人をあつめ、刻ざやの數いひあてなんものに、此刀をあたふべき由いはれければ、皆おしはかりていひけるに、森はさきに數へて覺えたりとて、いはず、信長其刀を森にあたへられけり、

○利和議毛織田

〔川角太閤記一〕吉川駿河守元春陣屋へ、小早川左衛門允隆景、宍戸備前守寄合、○利和議毛織田

談合の次第は、今日の誓紙は破りても不苦候、だまかされ候ての儀にて候と、吉川駿河守被申様には、か様の時にこそ、馬を乗殺せよはやぐと進め給ふ事、

一舍弟小早川左衛門允隆景は、右には一言も不出す、暫工夫して被申出様子は、元春御意御尤にては、御座候へ共、昔より今に至まで、何事にも付もの、かためは、書物誓紙を鏡に仕ものにて候へ、父にて候元就公御死去の時仕候誓紙には、只今の輝元公を、兄弟共として取立よとの誓紙被仰付候、時日の下の判は、元春公被成候、其次には私仕候さて兄弟四人仕、元就公御命の内に御目に懸候事は、昨今の様に覺候、其誓紙元就公戴、一つは元就公の御遺言に、我くはんへ入よ、一つは嚴島の明神へ奉籠よ、一通は輝元公へ上げ置申候此二通は只今も御覽候へよ、條數の内に、毛利家より我死して後、天下の不可心懸と一の筆に御座候事、

一今日の起請文を破り候得者、めいどに被成御座候、父元就公への別心也、一は嚴島の明神の御罰、又は五常の禮儀の二ツをも破に似たり、羽柴筑前守、國本播磨へ歸城候との一左右を聞召届られ、其上にては御馬を被出候ても不苦と達而兄の元春へ異見被申ける、元春も隆景に道理に